

# 平成31年度公共ホール音楽活性化発展継続支援事業実施要綱

## 1 趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化と地域の音楽分野における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホール職員等の企画・制作能力の向上と、創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、公共ホール音楽活性化発展継続モデル事業を実施した市町村等による、身近で親しみのあるクラシック音楽の公演事業及び地域交流プログラムの継続的な取り組みに対する支援を行う。

## 2 対象団体

本事業は、次に掲げるいずれかの団体であって、平成30年度に公共ホール音楽活性化発展継続モデル事業を実施したものを対象とする。

- (1) 市町村（特別区を含み、政令指定都市を除く。）
- (2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、市町村の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体
- (3) 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等（（2）を除く。）のうち、市町村が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

## 3 実施市町村等の決定

地域創造は、上記2の対象団体（以下「市町村等」という。）から提出された「平成31年度公共ホール音楽活性化発展継続支援事業実施申請書」（別記様式(1-1)）等をもとに審査し、事業を実施する市町村等（以下「実施市町村等」という。）を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

## 4 助成対象事業

実施市町村等は、原則として5日間の連続した日程で次の事業を実施する。

### (1) 公演（コンサート）

公共ホール等で開催する有料のクラシック音楽公演を原則1回実施する。  
入場料収入は実施市町村等に帰属するものとする。

### (2) 地域交流プログラム（アクティビティ）

学校等でのミニコンサートやワークショップなど、地域との交流を図る事業を原則として8回（1日につき2回）実施する。

## 5 支援措置（助成対象経費）

実施市町村等が実施する助成対象事業に対し、次に定める助成対象経費の2分の1以内で財政支援する。（限度額100万円）

ただし、実施市町村等が「4 助成対象事業」に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した超過分については対象外とする。

### (1) 演奏家（対象アーティスト及び伴奏共演者）※派遣に係る経費

出演料及びマネジメント料（助成対象上限額は別紙のとおりとする。）、交通費（現地移動費を除く。）、宿泊費、日当、楽器運搬費（現地運搬費を除く。）、出演者に係る損害保険料。（交

通費・宿泊費・日当は、それぞれ実施団体の旅費規程に準じた金額を上限とする。）

※演奏家は別紙の対象アーティストから原則としてソリスト1名（伴奏共演者は別に1名）とするが、事業日程の都合上、1名での実施が困難な場合、この限りではない。出演料及び助成対象上限額は別紙のとおりとする。

## （2）地域交流プログラムに係る経費

地域交流プログラムの実施に係る経費のうち、ピアノ調律料（限度額20万円）。

## 6 提出書類等

### （1）実施申請書及び計画書 …別記様式(1-1) (1-2)\* (1-3) (2)

平成31年度に本事業の実施を希望する市町村等は、次の関係資料を添えて、平成30年9月25日(火)までに地域創造に申し込むこと。

なお、2（2）又は（3）に該当する団体が申請をする場合には、施設設置者又は出資者である地方公共団体の長の副申書（別記様式(1-2)）を添付すること。

#### 【添付資料】

#### ① 共通資料

- ・会場パンフレット
- ・（参考）おんかつ発展継続支援事業アーティスト出演依頼票（企画書） …別記様式(2)

#### ② 申請団体が2（2）に該当する場合

- ・指定管理者として指定を受けていることを証する書類

#### ③ 申請団体が2（3）に該当する場合

- ・平成30年度事業概要
- ・平成29年度決算及び平成30年度予算資料

### （2）おんかつ発展継続支援事業アーティスト出演依頼票（企画書） …別記様式(2)

事業内定通知を受理した後に、出演希望アーティストの所属事務所あて送付すること。

### （3）実施計画書及び事業収支予算の内訳 …別記様式(3-1) (3-2)

平成31年1月28日(月)までに出演アーティストの所属事務所と連絡調整を行い、日程等を決定の上、当該書類を提出すること。その際、各助成対象経費については積算根拠を明記もしくは見積書等の資料を添付すること。

### （4）実績報告書及び事業収支実績の内訳 …別記様式(4-1) (4-2) (4-3)

事業終了後30日以内又は平成32年4月15日(水)のいずれか早い日(必着)までに、次の関係資料を添えて地域創造に提出すること。

#### 【添付資料】

- ・チラシ、プログラム、写真等
- ・出演契約書の写し
- ・助成対象経費に係る領収書等（支払いを証明できる書類）の写し

**(5) 変更承認申請又は変更報告書 …別記様式(5-1)(5-2)**

助成決定通知を受けた後に申請（計画）内容に重大な変更が生じた場合は、次の区分に応じて直ちに当該書類を提出すること。

**① 変更承認申請**

次に掲げる変更については、変更承認申請書を提出し、地域創造の承認を得るものとする。なお、変更内容によっては事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合がある。

ア 公演実施会場の変更

イ その他、事業内容が大幅に変更される場合等地域創造が特に承認を必要とする変更

**② 変更報告**

次に掲げる軽微な変更については、変更報告書により地域創造に報告するものとする。なお、この場合、地域創造の承認は不要とする。

ア 申請者の代表の変更および人事異動等によるその他関係者の変更

イ その他、事業内容の大幅な変更を伴わない場合の事業概要の変更

**7 その他**

**(1) 助成・制作協力に関する表示**

**① 助成の表示**

実施市町村等は、対象事業実施会場及び対象事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体に、地域創造が助成している旨を表示すること。

**② 制作協力の表示**

実施市町村等は、対象事業実施会場及び対象事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体に、一般社団法人日本クラシック音楽事業協会が制作協力している旨を表示すること。

**(2) 損害賠償の免責**

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

**(3) 関係書類の提出**

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施市町村等の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

**(4) その他**

事務手続き、スケジュールその他細目について必要がある場合は別途定める。また、事業の実施に関し疑義が生じたときには、地域創造と実施市町村等が協議して決定する。

**参考** 標準的な事業の流れ・手続き等

## ●平成30年度（事業実施前年度）

実施時期	内容	提出書類
6月上旬～9月25日	申請受付（9月25日締切）	事業申請書等 （別記様式(1-1) (1-2) (1-3) (2)）
11月	事業内定通知 アーティストの所属事務所に出演依頼	出演依頼票 （別記様式(2)）
1月	企画内容・アーティストの決定 （1月28日締切）	実施計画書等 （別記様式(3-1) (3-2)）

## ●平成31年度（事業実施年度）

実施時期	内容	提出書類
4月	助成決定通知	
4月～3月	事業の実施	
事業終了後（30日以内） または平成32年4月15日 のいずれか早い日	実績報告、助成金の請求	実績報告書等 （別記様式(4-1) (4-2) (4-3)）

## 別紙

## 公共ホール音楽活性化発展継続支援事業平成31年度対象アーティストについて

平成30・31年度の対象アーティストは、公共ホール音楽活性化支援事業への登録が4年未満のアーティストとし、助成対象事業の実施に係る出演料の上限額および助成対象上限額は次のとおりとする。なお、記載の金額は、コンサート1回とアクティビティ8回の場合のものとする。

ソリスト14名

ジャンル	アーティスト
ピアノ	金子三勇士、岩崎洵奈
弦楽器	坂口昌優(ヴァイオリン)、加藤文枝(チェロ)
管楽器	森岡有裕子(フルート)、田村真寛(サクソフォン)、福川伸陽(ホルン)、高見信行(トランペット)、喜名雅(チューバ)
声楽	廣田美穂(ソプラノ)、中井亮一(テノール)、ヴィタリ・ユシュマノフ(バリトン)
その他	前田啓太(打楽器)、塚越慎子(マリンバ)

## 【出演料および助成対象上限額】

	出演料上限額 (所得税・マネジメント料含む、消費税抜き)	助成対象出演料上限額 (所得税・マネジメント料含む、消費税抜き)
ソロ	375,000円	375,000円
伴奏共演者	225,000円	225,000円